

写

柏市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成 24 年 8 月 31 日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	日	暮	榮	治
柏市監査委員	市	村		衛

平成24年度

監査の結果に関する報告

財政援助団体等監査

株式会社 道の駅しょうなん

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
日 暮 榮 治
市 村 衛

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間

平成24年6月6日から平成24年8月28日まで

4 監査の対象

(1) 監査の対象となる財政援助団体

株式会社道の駅しょうなん（以下「道の駅しょうなん」という。）

(2) 財政援助団体の種類

出資団体および公の施設の指定管理者

(3) 出資金額及び出資株数

資本金総額	18,000,000 円	360 株
うち柏市出資金額	14,000,000 円	280 株 (77.8%)

(4) 所管部課

経済産業部農政課（以下「農政課」という。）

5 監査の方法及び着眼点

平成23年度分で平成24年3月31日までに執行した出資に係る出納その他これに関連する事務及び指定管理者が行っている公の施設の管理に係る出納その他これに関連する事務について、対象団体及び所管部課から資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。

なお、監査の主な着眼点を次のとおりとした。

【所管部課】

- (1) 指定管理者制度導入の目的である経済性，効率性及び市民サービスの向上が図られているか。
- (2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は，法，条例等に根拠をおいているか。
- (3) 指定管理者の指定は，適正・公正に行われているか。
- (4) 管理に関する協定等の締結は，適正に行われているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。
- (7) 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- (8) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

【出資団体及び公の施設の指定管理者】

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定書及び仕様書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており，かつ指定管理者が定める場合，利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿，記帳は適正になされているか。また，領収書類の整備，保存は適切になされているか。
- (6) 公の施設の管理に係る管理規程，経理規程等の諸規程は，整備されているか。
- (7) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (8) 会計経理及び財産管理は適切か。

6 監査の概要

(1) 「道の駅しょうなん」の概要

ア 設立経緯及び設立目的

「道の駅しょうなん」は，平成12年12月に，手賀大橋の架け替え事業の進捗に合わせ，この橋のたもとに当時の沼

南町が設置を進めていた都市農業センター及び千葉県が設置していた簡易パーキングを含む一体とした施設を「道の駅しようなん」と呼称し、施設の維持管理運営及び各種イベントの企画運営を行うことにより、地元の農業経営の効率化及び安定化並びに農業の振興を図ることを目的として設立された。

イ 管理する施設の概要

(ア) 名称 柏市都市農業センター

(イ) 所在地 柏市箕輪新田59番地2

(ウ) 施設の構造及び規模

敷地面積 6,795.21 m²

建物の構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上1階

建物の規模 建築面積 1,156.73 m²

延床面積 899.59 m²

(内訳)

農芸交流館 242.22 m²

レストラン 213.13 m²

加工調理室 27.60 m²

ホール 197.12 m²

会議室 43.91 m²

事務室 35.03 m²

トイレ 10器 (男小3, 男大2, 女4, 障害者1)

駐車場 27台

臨時駐車場 50台

(エ) 併設施設 千葉県簡易パーキング (道の駅)

敷地面積 6,600 m²

駐車場 83台 (大型含む)

トイレ 30器 (男小11, 男大4, 女14, 障害者1)

(オ) 開設年月日 平成13年4月20日

ウ 組織

(ア) 株主

株主名	持株数(株)
柏市	280
東葛ふたば農業協同組合	40
柏市沼南商工会	20
手賀沼漁業協同組合	20
合計	360

(イ) 役員及び社員

代表取締役 — 取締役（3名） — 監査役（2名）
所長 — 社員（1名）

エ 事業の概要

「安全・安心・快適な道の駅づくりの推進」という経営テーマに基づき、道路利用者のための快適な休息空間の提供、地域住民への情報発信機能、直売所における安全安心な農産物の提供、レストランにおける飲食の提供等を行っている。

農産物直売所の運営を行う農芸交流館は「株式会社ロータス」、レストランは「株式会社トウセイ」に対し、施設使用許可を与え、利用料金を収入している。また、会議室は、一般利用者に対し、施設利用許可を与え、利用料金を収入している。

平成23年度は、県の緊急雇用創出事業補助金を活用した、農政課による都市農業担い手支援委託を受けた。離職者を雇用し、農作業・販売支援等の実践プログラムを指導することにより、新規就農者の獲得を目指した。

(2) 指定管理者選定の経緯

平成13年 1月19日 「株式会社道の駅しょうなん」設立

平成17年 9月30日 柏市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例制定

平成18年 4月 1日 柏市都市農業センターの指定管理者とし
(～平成21年3月31日)で「株式会社道の駅しょうなん」を指定
平成20年 8月12日 柏市都市農業センターの指定管理者候
10月31日 補者選定委員会
11月 6日
平成20年12月17日 平成20年12月議会において、柏市都市農
業センターの指定管理者を「株式会社道の駅
しょうなん」に指定する議案を可決
平成21年 3月16日 「株式会社道の駅しょうなん」と柏市都市農業
センターの管理に関する基本協定書を締結
平成21年 4月 1日 柏市都市農業センターの指定管理者とし
(～平成26年3月31日)で「株式会社道の駅しょうなん」が管理継
続

(3) 協定書及び仕様書の主な内容

- ア 管理運営の指定期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日とする。
- イ 管理業務の主な内容は、①事業の企画及びその実施に関する業務②施設及び設備等の維持管理に関する業務③農芸交流館、レストラン、会議室使用許可等に関する業務④利用者への対応業務⑤利用料金の徴収等に関する業務とする。
- ウ 指定期間における指定管理料の総額は、金0円とする。
- エ 利用料金は柏市都市農業センター条例（以下「条例」という。）第6条に定める上限額（別表1）以内とし、市長の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者の収入としてあてる。
- オ 月次事業報告書及び年次事業報告書を市に提出し、確認を受けることとする。
- カ 管理施設の修繕については、1件につき3,000,000円を超えるものについては市が負担し、1件につき3,000,000円以下のものについては「道の駅しょうなん」が負担するものとする。

キ 利益の還元については，当該会計年度における当期純利益の額から剰余金の配当の額を控除して得た額の50パーセントに相当する額を，市に納付することとする。

(別表1)

施設の区分	単位及び時間区分	利用料金(円)
農芸交流館	1月につき	2,500,000
レストラン (ちゅう房を含む。)	1月につき	1,500,000
会議室	午前9時から正午まで	380
	午後1時から午後5時まで	520
	午前9時から午後5時まで	910

(4) 財政援助団体の収支の状況

ア 収益の部

(単位：円，%)

科目	23年度 (12期)	前年度比	22年度 (11期)	前年度比	21年度 (10期)
売上高	30,261,955	90.5	33,444,337	98.0	34,127,047
(1)施設使用料	25,627,496	91.2	28,090,667	98.1	28,648,970
(2)自販機使用料	4,634,459	86.6	5,353,670	97.7	5,478,077
営業外収益	27,574,750	49,772.1	55,402	12.9	428,697
(1)受取利息	13,280	33.6	39,535	55.6	71,141
(2)雑収入	27,561,470	173,703.1	15,867	4.4	357,556
特別利益	19,064	87.9	21,694	99.1	21,885
(1)貸倒引当金戻入	19,064	87.9	21,694	99.1	21,885
収益合計	57,855,769	172.6	33,521,433	96.9	34,577,629

総収益は57,855,769円で，前年度と比較すると24,334,336円(前年度比172.6%)増加している。この主な要因は，農政課より都市農業担い手支援委託を受け，県からの緊急雇用創出事業補

助金を収入し、雑収入で 27,545,603 円増加したためである。

イ 費用の部

(単位：円，%)

科 目	23年度 (12期)	前年度比	22年度 (11期)	前年度比	21年度 (10期)
販売費及び一般管理費	55,547,138	183.3	30,305,658	95.6	31,698,425
(1) 給 与 手 当	19,652,313	297.4	6,608,459	93.2	7,094,131
(2) 賞 与	860,000	95.2	903,000	89.4	1,010,500
(3) 法 定 福 利 費	2,536,498	264.1	960,524	115.0	835,558
(4) 福 利 厚 生 費	90,353	9,071.6	996	2.8	35,086
(5) 新 聞 図 書 費	33,492	103.7	32,302	34.3	94,069
(6) 消 耗 品 費	896,044	115.7	774,195	74.7	1,035,984
(7) 事 務 用 品 費	30,638	47.1	65,067	51.2	127,033
(8) 保 険 料	98,160	100.0	98,160	111.7	87,895
(9) 修 繕 費	586,433	48.3	1,215,225	142.2	854,848
(10) 租 税 公 課	102,000	169.4	60,200	86.0	70,000
(11) 減 価 償 却 費	767,819	113.4	676,870	102.1	663,024
(12) 貸倒引当金繰入	23,039	120.9	19,064	87.9	21,694
(13) 旅 費 交 通 費	642,804	339.6	189,267	100.2	188,848
(14) 通 信 費	307,390	94.1	326,814	72.6	450,172
(15) 水 道 光 熱 費	4,231,088	93.8	4,511,132	96.5	4,674,038
(16) 支 払 手 数 料	81,500	122.0	66,777	74.1	90,164
(17) 広 告 宣 伝 費	575,335	74.3	774,552	51.7	1,498,849
(18) 清 掃 費	3,069,793	102.7	2,989,700	97.8	3,057,733
(19) 警 備 保 守 費	432,000	86.9	497,200	117.4	423,600
(20) リ ー ス 料	1,019,857	105.9	962,588	110.4	871,580
(21) 管 理 費	7,089,339	92.6	7,658,695	94.4	8,113,743
(22) 諸 会 費	134,200	113.5	118,200	100.0	118,200
(23) 寄 付 金	746,584	116.0	643,488	4289.9	15,000
(24) 委 託 料	11,277,000	—	0	—	0
(25) 雑 費	263,459	172.0	153,183	57.4	266,676
費 用 合 計	55,547,138	183.3	30,305,658	95.6	31,698,425

総費用は 55,547,138 円で、前年度と比較すると 25,241,480 円（前年度比 183.3%）増加している。この主な要因は、農政課による都市農

業担い手支援委託に係る業務の一部を更に他団体に委託をしたことにより、給与手当で 13,043,854 円、委託料で 11,277,000 円増加したためである。

ウ 収支の部

(単位：円,%)

科 目	23年度 (12期)	前年度比	22年度 (11期)	前年度比	21年度 (10期)
総 収 益	57,855,769	172.6	33,521,433	96.9	34,577,629
総 費 用	55,547,138	183.3	30,305,658	95.6	31,698,425
税引前当期純利益	2,308,631	71.8	3,215,775	111.7	2,879,204
法 人 税 等	761,553	76.0	1,002,606	109.9	912,228
当 期 純 利 益	1,547,078	69.9	2,213,169	112.5	1,966,976

総収益 57,855,769 円から総費用 55,547,138 円及び法人税等 761,553 円を差し引いた結果、1,547,078 円の当期純利益が生じている。

7 監査の結果

監査の結果、次の事項については、監査の結果等の取扱い要領（平成14年4月1日制定）に規定する「指摘事項」と判断した。

【経済産業部農政課】

(1) 指定管理者の選定について

指定管理者制度は、市が設置する公の施設の設置目的を効果的に実現するための手法の一つであり、公の施設の管理運営に当たって民間手法の活用を可能とすることで、市民サービスの向上や行政コストの縮減を図ることを目的とするものである。

現在、「道の駅しょうなん」は、指定管理者として柏市都市農業センターの施設の管理を始めとして、イベント開催や広報業務等を行っているものの、主要事業としての農産物直売を行う農芸交流館は「株式会社ロータス」に、レストランは「株式会社トウ

セイ」に，それぞれ施設使用許可という形をとり，実質的には当該事業者運営を委ねており，指定管理者自体の能力の活用という点では十分とは言えない。

条例によると，同センターの設置目的は本市の農業経営における効率化及び安定化並びに本市の地域の特性に即した農業の振興に資するためとされている。

したがって，「道の駅しょうなん」には，条例本来の目的達成と指定管理者制度のメリットを最大限発揮し，より一層効率的な管理運営を期待するところである。

また，柏市都市農業センターの管理に関する基本協定書によると，第13条で利益の還元が規定され，当該会計年度における当期純利益の額から剰余金の配当の額を控除して得た額の50パーセントに相当する額及び株式配当金が毎年度市に納付されている（別表2）。しかしながら，将来の大規模修繕あるいは建替えに備えた積立ての必要性や施設の維持管理経費などを考慮したとき，必ずしも十分な額とは言えない。

以上のことから，今後の指定管理者の選定に当たっては，指定管理者制度の趣旨を十分に勘案し，施設の設置目的を最も効果的に実現できるよう，様々な観点から検討を重ねられたい。

（別表2）

（単位：円）

区 分	23年度	22年度	21年度
株 式 配 当 金	560,000	560,000	560,000
柏 市 へ の 寄 付 額	413,539	746,584	623,488
合 計	973,539	1,306,584	1,183,488

(2) 利用料金について

利用者から収納する利用料は、条例に基づき利用料金制が採用され、その額は条例別表に定める上限額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定め（別表3）、指定管理者である「道の駅しょうなん」の収入としている。

設定された利用料金の積算根拠については必ずしも明確となっておらず、条例による上限額（年）に占める実際の施設利用料金の割合は50%前後となっている。利用者の売上げ及び利益の額を斟酌したときに、果たして現在の利用料金の水準が合理的かつ適正なものであるかどうかについては、検討の余地があると言わざるを得ない（別表4）。

したがって、利用料金の額については、指定管理者と協議、調整を図り、より適正な額となるよう継続的に見直しをされたい。

(別表3)

(単位：円)

使用許可団体	施設	上限額 (月)	利用料金算定方法
株式会社ロータス	農芸交流館	2,500,000	月額50万円＋1月分の売上総額の2%及び消費税
株式会社トウセイ	レストラン	1,500,000	月額50万円＋1月分の売上総額の4%及び消費税

(別表4)

(単位：円, %)

使用許可団体	施設	23年度 売上総額	23年度 施設利用料	上限額 (年)	比較増減	上限額に対する施設利用料 の割合
株式会社ロータス	農芸交流館	534,599,300	16,691,980	30,000,000	△ 13,308,020	55.6
株式会社トウセイ	レストラン	73,388,051	8,935,516	18,000,000	△ 9,064,484	49.6

【株式会社道の駅しょうなん】

(1) 施設使用許可について

現在、農芸交流館は「株式会社ロータス」、レストランは「株式会社トウセイ」に施設の使用許可を与え、1年更新で毎年使用させているが、その募集要項等については一般に公開されていないことから、一者しか申請できない状況となっている。

農芸交流館については、「道の駅しょうなん」の開設当初から現在の事業者の使用許可を与えており、地元農業の振興の面からも現在の業者以外の団体に施設の使用許可を与えることは難しい状況とのことであるが、施設の設置目的の実現のためには、申請者を広く募るような方策を検討する余地もあるため、積極的な検討を図られたい。

(2) 業者選定方法について

ア 自動販売機の業者選定方法について

現在、「道の駅しょうなん」では、自動販売機を16台保有しており、歩合制により、平成23年度は4,634,459円の自動販売機手数料を計上している。

柏市では、平成23年度に市有施設に設置する自動販売機について、業者選定方法の見直しを図り、平成24年度分の契約より、自動販売機の設置及び運営事業者を公募により決定することとしているところである。この見直しにより、平成23年度に契約を行った3部署は、平成24年度歳入では自動販売機賃貸料が大幅に増額される見込みとなっている。

入札額については、自動販売機の設置場所や施設の利用者数等により大きく変動することが予想されるが、財源確保のためにも、市の例を参考に、公募による競争入札の導入を検討されたい。

イ 委託契約（清掃，警備保守，施設維持管理）の業者選定方法について

現在，ホール・トイレ清掃業務，施設管理業務は，「公益社団法人柏市シルバー人材センター」との間で一者随意契約としており，入札等を行っていない状況である。この理由としては，清掃業務の時間が不規則であるため，時間の融通が利く現在の団体に委託をしているとの説明であったが，業務の条件に合致する相手はその団体しかないということは考えられない。

今後は，経費節減のため，清掃・警備保守・施設維持管理業務をまとめて一者に委託する方法をとることも含めて現状の契約方法を見直し，より競争原理の働く契約方法の導入を検討されたい。

(3) 事務処理手続の誤り等について

「道の駅しょうなん」の帳簿類を確認したところ，消耗品購入で，公用と私用の購入物が同一レシートで処理されていた例や現金出納帳とレシートの金額に相違がある例が散見された。

また，取締役及び監査役が取締役会又は監査役会に出席する場合の費用弁償を支給しているが，その根拠となる規程等の整備がなされていない。

現行のチェック体制の再確認や規程等の整備について，留意されたい。